

第1回 印西市部活動地域移行推進協議会 次第

日時：令和5年5月19日（金）
13：30～
場所：市役所41会議室

1 教育長挨拶

2 自己紹介

3 会長・副会長の選出

4 報告事項

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| (1) 部活動地域移行とは | 資料1 |
| (2) 部活動地域移行に向けた印西市の現状（教職員アンケート結果） | 資料2 |
| (3) 他市・他地域の状況 | 資料3 |

5 議題

- | | |
|------------------------|-----|
| (1) 印西市部活動地域移行の方向性について | 資料4 |
|------------------------|-----|

(2) その他

6 その他

- (1) 今後の検討・協議事項（予定）
- ・部活動地域移行の委託業者
 - ・費用の負担について
 - ・地域クラブの設置について

(2) 今後の協議会の予定

■検討委員会（ 5/10 7/3 9/11 12/8 ）

■印西市部活動地域移行推進協議会（ 5/19 7/18 9/28 12/18 ）

印西市部活動地域移行推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 印西市立中学校における部活動(以下「部活動」という。)の地域移行に向けた課題に総合的に取り組むため、印西市部活動地域移行推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 部活動の地域移行に係る調査、研究に関すること。
- (2) 部活動の地域移行に係る情報収集に関すること。
- (3) 部活動の地域移行に係る仕組みづくりに関すること。
- (4) その他、部活動の地域移行に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の号のうちに掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 印西市立中学校の校長
- (3) 印西市立中学校の生徒の保護者
- (4) その他、教育委員会が必要と認める者

(守秘義務)

第4条 推進協議会の委員であった者又は協議会に出席した者は、正当な理由なく推進協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第6条 推進協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 推進協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(推進協議会の庶務)

第8条 推進協議会の庶務は、教育部指導課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後最初の会議の招集は、第7条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が行う。

(この告示の失効)

3 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

資料①

■部活動改革の経緯（スポーツ庁・文化庁）

『教職員の働き方改革（業務軽減）』と『今後の部活動の在り方（少子化部員数低下）』

⇒ 少子化の中、持続可能な体制が必要

⇒ 学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行

「いつから」「だれが」「どこで」「どのように」部活動地域移行していくのか・・・

■令和5年度千葉県が示す地域移行に向けた概要

（参考資料「【千葉県】部活動の地域移行に関する令和5年度事業」R5.3月）

（参考資料「【千葉県】地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び

地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン概要」R5.4月）

誰でも（年代や立場を問わず）

やりたい（関わり方にかかわらず）

スポーツ・文化芸術活動が（目的や志向に応じて）

できる（選び実践する）**環境の整備** ⇒ 部活動地域移行（推進協議会）

■令和5年度千葉県が示す部活動地域移行のスケジュール

令和5年度 各市町村1部活動、地域移行

令和6年度 各学校1部活動、地域移行

令和7年度 各学校複数部活動、地域移行 年度末 休日完全移行の推進計画

令和8年度 中学校部活動完全移行（なるべく速やかに移行）

※これらの通知を受け、市としてどのように地域移行していくのか

■本協議会の役割

- ・ 印西市の中学校部活動地域移行の方向性を定め示していく
- ・ 地域移行についてのスケジュールの設定し生徒・保護者・学校・関係機関に周知する

(Ⅰ) 部活動地域移行についての教職員アンケート結果 (R4.10月実施)

Q1、休日の部活動地域移行について	賛成：80%	反対：20%
Q2、勤務校で休日に指導すること	希望する：29%	希望しない：57%
Q3、学校外のクラブで指導すること	希望する：16%	希望しない：76%
Q4、平日のみ部活動を指導すること	できる：44%	できない：39%
Q5、平日も含め完全移行について	賛成：74%	反対：26%
Q6、勤務校でこれまで同様に指導すること	希望する：22%	希望しない：67%
Q7、平日も含め外部クラブで指導すること	希望する：16%	希望しない：78%

部活動地域移行に賛成の主な理由

- ・顧問の負担が減るため (91%)
- ・地域の人材活用 (兼職兼業の教師も含む) で、専門的な指導ができる (62%)

部活動地域移行に反対の主な理由

- ・平日と休日の指導に差が出るため (87%)
- ・生徒指導上の問題への対応 (89%)
- ・部活動が学校の教育効果に与える影響 (84%)

その他、自由記述の意見 (別紙資料 教職員アンケート)

(Ⅱ) スポーツ少年団の受け入れ先アンケート (R5.1月実施)

(調査結果抜粋 受け入れ先アンケート 依頼団体：21 回答団体：18)

○中学校の部活動を指導することができる (5団体 野球 サッカー 空手 ラグビー)

- ・現状として、中学校の部活動の外部指導者を担当しているため、対応可能

○条件を整えば指導することができる (6団体 野球 サッカー バレー ラグビー)

- ・活動場所の確保
- ・指導者の募集
- ・競技や大会の会議に参加、試合の引率の人員確保

○指導することはできない (7団体 野球 バスケット 柔道)

- ・指導者の人数が不足している
- ・中学生と小学生での活動では身体的に安全が確保できない
- ・仕事をしているため、平日の指導はできない
- ・物理的に時間も場所も人もいない

□懸念・課題・意見

- ・事故やケガが起こった時の対応
- ・指導者になった人の保障・補償を明確にしてほしい
- ・誰でも指導者にするのではなく、講習や検査等で適正と認められた者のみ可能に
- ・まずは非営利団体が中心となり緩やかな地域移行が賢明だと思う 等

※**指導者の人材確保** 活動場所 平日の地域移行受け入れは困難 等の課題

資料③ ■北総印旛管内の他市町の状況（R5.2月）

	スタート時期	モデル種目	予算	直営・委託
佐倉市				
白井市				
四街道市				
八街市				
富里市				
栄町				
酒々井町				
成田市				
印西市				

他市町の情報なので非公開

どの自治体も明確な方針が定まっていないため担当者も手探りで困惑している状況

「指導者」をどうするのか・・・ 「費用・予算」をどうするのか・・・

部活動地域移行に動き出している自治体

○柏市

○流山市

	他市町の情報なので非公開
--	--------------

議題 協議事項 **印西市として方向性(案)**

時期 R8年度 全中学校全部活動の停止・地域移行に向けて準備し、完全移行
→全部の部活動を停止し、部活動の受け皿を整えて一斉に移行

内容 休日のすべての部活動を地域クラブ（業務委託のコーディネーター）に移行
例：全中学校の土日の部活動を停止し、休日の生徒の活動の受け皿を設置

代替案 時期 地域移行のスケジュール

R6年度から各中学校1つ以上の部活動、段階的に地域移行
→学校内で既存の部活動と地域のクラブ活動が併存する

代替案 内容 地域移行の方法

- A 全中学校にある共通の部活動を停止し、休日の活動を地域クラブに移行
例：陸上部 → 松山下公園・中学校会場で複数クラブに移行
- B 市内中学校で設置の少ない部活動を、集約して地域クラブに移行
例：柔道・硬式テニス・男子バレーなどを集約して合同部活動へ移行
- C 各中学校の部活動を基本として、休日の活動を外部指導者に移行
例：野球・バスケット・サッカーの休日の活動を外部指導者に移行
- D 各学校の意向で部活動を複数指定し、休日の活動を外部指導者に移行
例：A中（野球・サッカー・剣道）・・・C中（バスケ・テニス・柔道）
- E 学校で専門ではない（負担感がある）顧問が指導している部活動を移行
例：学校内で競技専門の顧問がいない部活動を地域に移行
- F 休日の指導を希望する顧問が担当している部活動をクラブへ移行
例：顧問の先生が平日は教師として休日はコーチとして運営を移行
- G スポーツ協会（各協会）が主催してクラブやチームを設置
例：バスケット協会で中学生向けのチームや受け皿を確保・設置
- H 既存のスポーツクラブへの入会
例：スイミングスクール サッカークラブ 野球のシニア等

その他